

令和3年度第8回総会（月例）議事録

日 時	令和3年11月26日（金） 午前10時開会
場 所	教育総合センター3階 青年会館
出席委員 （19名）	上入来 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 三浦 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、小山田、東、今吉、児之原、石田 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、取違、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 9 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 10 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 7 賃借料情報の提供について

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>谷 山 支 局</p>	<p>議案書の8ページ、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」の番号14号は、議案書発送後取下げの申し出がありましたので、削除をお願い致します。それに伴い、表紙の37件を36件に修正をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、有村浩一委員、室屋委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ ~ 3 ページ 1 3 件	
議 長	<p>それでは、議題 1 . 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、申請事由：労力不足、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 5 番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 3 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 4 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、知人の農地の耕作を手伝う等して、 1 5 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、利用権の設定を行い、同時に 3 条許可の申請 を行うものであります。 番号 5 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1 6 番委員お願いします。</p>

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8、9について、補足して説明いたします。</p> <p>申請者は現在市外に在住しておりますが、来年3月までに転居をし、申請地隣接地に自己住宅を建築します。</p> <p>転居するまでの間は、2週間に一度は申請地に赴き、1月には耕作準備を終え、2月にトウモロコシを植えつける予定とのことです。</p> <p>番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請者は申請地周辺で造園業を営んでおり、申請地には販売用の観葉植物を植え付ける予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2 . 農地法第 4 条許可申請に関する件 4 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3 . 「農地法第 5 条許可申請に関する件」谷山の番号 2 号の案件が、この 4 条許可申請に関連するので、併せて審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、1 番委員をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、用途・施設：貸駐車場 270.00㎡、転回場等 377.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...私道、西...雑種地、南...水路、北...里道、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...自然流下。</p> <p>番号 2 号、側溝 36.00㎡、合併浄化槽 13.00㎡、倉庫 1 棟 7.00㎡、東...宅地、本人畑、西...私道、南...市道、北...宅地、境界...土留、雨水...市道側溝。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲渡人は平成 18 年 3 月 24 日付贈与にて取得、その後申請地を父母の手伝いをもらいながら耕作しておりましたが、父母も高齢となり、渡人も会社員の仕事が多忙であることから、現在の耕作面積の維持が困難になったとの理由書が添付されております。</p> <p>番号 2 は資料 5 ページの第 5 条番号 2 と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号 2 号、用途・施設：側溝 36.00㎡、合併浄化槽 13.00㎡、倉庫 1 棟 7.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東...宅地、借人畑、西...私道、南...市道、北...宅地、境界...土留、雨水...市道側溝、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成元年ごろから側溝・合併浄化槽等の敷地等として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」2件及び議題3「農地法第5条許可申請に関する件」番号2号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3 . 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～15ページ 36件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題4「非農地認定に関する件」本局の番号4号の案件が、この5条許可申請に関連するので、併せて審議していただききたいと思います。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の35件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、本局、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：埋立処分場31,216.00㎡、調整池2,500.00㎡、通路9,817.00㎡、付替里道346.00㎡、緩衝地28,566.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…山林、市道、西…山林、南…市道、北…雑種地、山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>17ページの非農地証明願番号4と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号4号、調査結果：5164、5165：雑木・ゴキ竹・コサン竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。5160-1、5166-1：住家2棟、35年経過、現況宅地。</p> <p>本件につきまして、事務局から補足してご説明いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>この件につきまして 補足説明いたします。</p> <p>申請地は、市役所から北西へ約7 kmに位置する農地の広がりが10 ha未滿の第2種その他の農地に該当します。</p> <p>隣接する山林等と申請農地を含めた総面積72,445㎡を産業廃棄物最終処分場とするものです。</p> <p>開発区域には、全53筆中、農地が9筆含まれており、うち4筆は、17ページの番号4の非農地申請地です。山林化している2筆については、緩衝地として現状のまま利用し、宅地となっている2筆については、5ページの5条許可申請の5筆と合わせて産業廃棄物処分場の調整池部分として利用する計画です。</p> <p>また、里道については、付け替えを行うということで農地整備課と協議済みとのことです。</p> <p>一体利用する隣接する山林については、鹿児島県の森づくり推進課へ林地開発許可申請の協議中です。</p> <p>緩衝地が28,566㎡と広いですが、これは現況山林の土地であり、埋め立て地の周囲を山林で囲み周囲に処分場の影響のないようにするためとのことです。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、谷山、1番委員お願いします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、住家1棟40.57㎡、庭敷地等272.43㎡、東...農道、西...宅地、南...他人畑、北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、建売住宅1棟94.81㎡、庭敷地等148.19㎡、東・北...市道、西...宅地、南...他人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟114.69㎡、庭敷地等190.31㎡、東...他人畑、西...雑種地、南...里道、北...貸人畑、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、既存倉庫1棟100.00㎡、資材置場76.00㎡、転回場等493.89㎡、東...宅地、西・南...山林、北...宅地、里道、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟96.05㎡、庭敷地等299.95㎡、東...宅地、西...雑種地、南...市道、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲渡人は昭和53年9月29日付第3条許可を受け、申請地を耕作しておりましたが、高齢のため、今後耕作が困難になったとの理由書が添付されております。</p> <p>番号8号、住家1棟80.11㎡、庭敷地等170.89㎡、東...宅地、西・南...他人畑、北...水路、境界...ブロック積、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p>

1 番 委 員	<p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲渡人は平成2年5月7日付第3条許可を受け、申請地を耕作しておりましたが、高齢のため耕作の維持が困難になったとの理由書が添付されております。</p> <p>また申請地は、道路に接していませんが、出入りについては、申請地北側の水路に橋ふたを仮設し、番号9を通路として使用します。水路の占用については手続中でございます。</p> <p>番号9号、通路37.00㎡、東...宅地、西...他人畑、南...水路、北...農道、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲渡人は平成24年8月第5条許可を受けておりましたが、地目変更を失念していたとの理由書が添付されております。</p> <p>番号10号、住家1棟52.99㎡、庭敷地等147.01㎡、東...宅地、西・南...雑種地、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、建売住宅1棟45.54㎡、庭敷地等264.46㎡、東・西...私道、南...宅地、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、資材置場112.00㎡、転回場等138.00㎡、東・北...水路、西...宅地、市道、南...宅地、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、駐車場1,168.00㎡、通路47.00㎡、東...宅地、西...他人畑、南...他人畑、水路、北...水路、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、雨水...水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>また申請地は、道路に接していませんが、出入りについては、申請地南側の水路に橋ふたを仮設し、私道を使用します。水路の占用については手続中でございます。</p> <p>番号15号、建売住宅29棟1,680.84㎡、庭敷地等4,648.17㎡、宅地分譲7区画2,137.85㎡、調整池722.35㎡、通路3,159.43㎡、公園920.86㎡、緑地等2,046.05㎡、東...河川管理道路、他人畑、山林、西...宅地、山林、南...市道、北...里道、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、土留、雨水...河川放流、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、事務局より補足説明いたします。</p>
---------	---

<p>谷山支局</p>	<p>この件について、補足して説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、谷山支所から北北西へ約4.6kmに位置する第2種農地の市街地近接農地に該当します。該地は皇徳寺ニュータウン東側入口あたりで、道路拡幅工事が進む県道小山田谷山線と永田川を挟んで近接しており、付近には保育園や消防谷山北分遣隊、谷山北中学校などもあります。西側の市道を上ると直ぐ皇徳寺ニュータウンであることから、買物や交通の便も優れた場所にあります。</p> <p>申請人は、昭和40年代より団地開発を行ってきた老舗の不動産開発会社であり、申請地を取得し、建売住宅29棟、宅地分譲7区画を建築・販売する計画です。</p> <p>申請面積は15,315.55㎡であり、建築面積1,680.84㎡、宅地分譲7区画が2,137.85㎡、公園、道路が4,080.29㎡、調整池等2,768㎡となっております。なお、宅地分譲7区画は農地以外の地目を利用するものです。</p> <p>排水につきましては、調整池に貯留後、隣接する永田川に放流する計画です。境界につきましては、コンクリート擁壁、ブロック積、土留とします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、資材置場50.00㎡、倉庫1棟2.00㎡、転回場等81.00㎡、東...農道、西・北...山林、南...雑種地、雨水...農道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>現場立会いの際、当該地の一部分が倉庫として使用されておりました。</p> <p>農地法の許可手続きをせず転用していたことから、始末書添付のうえ許可申請させ、今後は農地法の転用許可を受け、このようなことが無いよう強く指導しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、住家1棟131.04㎡、庭敷地等459.96㎡、東...宅地、西・北...市道、南...水路、境界...ブロック積、雨水...水路放流、汚水...合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、申請地を母から譲り受け、自家を建築するに当たり、一般住宅建築に伴う転用面積の上限500㎡を超過しますが、申請地は、鋭角三角形で不整形な土地であることや前面の市道が行き止まりで転回場が必要なこと、また、分筆して農地として残したとしても、有効活用できないことなどの理由から、計画面積591㎡は、やむを得ないと判断したものであります。</p> <p>番号18号、資材置場82.50㎡、転回場等134.50㎡、東...宅地、西・北...農道、南...山林、境界...ブロック積、土留、雨水...自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号19号、資材置場91.80㎡、駐車場18.00㎡、通路175.23㎡、緩衝地等307.97㎡、東...他人畑、西・北...市道、南...宅地、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、住家1棟97.71㎡、庭敷地等150.24㎡、東...宅地、西・南...市道、北...渡人畑、境界...ブロック積、土留、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、住家1棟114.71㎡、庭敷地等384.80㎡、東...市道、西...山林、南・北...貸人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、使用賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、農家住宅1棟111.79㎡、農機具置場70.20㎡、庭敷地等377.01㎡、東・南...農道、西...水路、北...市道、境界...コンクリート擁壁、雨水...水路放流、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から北東に約3.3kmに位置し、平成8年に土地改良法による換地処分が行われた第1種農地に該当します。申請人は市内に居住し、両親と建設業、農業を営んでおり、今回、農業に専念するため、申請地を購入し、農家住宅1棟を建築するものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>番号23号、建売住宅2棟110.56㎡、通路等220.44㎡、東・南...宅地、西...私道、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号24号、住家1棟84.46㎡、庭敷地等414.54㎡、東・南・北...渡人畑、西...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号25号、貸駐車場132.00㎡、通路181.00㎡、貸資材置場338.00㎡、東...市道、西...他人畑、南・北...宅地、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号26号、駐車場62.50㎡、転回場等143.50㎡、東...市道、西・北...宅地、南...宅地、私道、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号27号、住家1棟95.80㎡、庭敷地等252.20㎡、東・南...渡人畑、西...宅地、他人畑、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号28号、建売住宅8棟770.10㎡、通路229.58㎡、庭敷地等982.32㎡、東...私道、西...宅地、私道、南...水路、北...市道、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号29号、クヌギ100本1,412.00㎡、東...市道、山林、宅地、西...宅地、山林、南...山林、北...私道、宅地、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号30号、建売住宅1棟111.79㎡、駐車場30.00㎡、庭敷地等332.21㎡、東...他人畑、里道、西...別件5条申請地、南...里道、別件5条申請地、北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号31号、資材置場408.00㎡、通路135.00㎡、駐車場30.00㎡、東...他人畑、別件5条申請地、西...宅地、南...里道、宅地、北...山林、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号32号、建売住宅5棟338.64㎡、通路178.98㎡、庭敷地等1,048.38㎡、東...市道、西・南...宅地、北...宅地、渡人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号33号、建売住宅2棟152.90㎡、通路104.19㎡、庭敷地等528.91㎡、東・北...他人畑、西...宅地、私道、南...宅地、渡人畑、私道、境界...ブロック積、雨水...私道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号34号、貸資材置場1,100.00㎡、通路1,969.00㎡、貸駐車場等770.00㎡、東・南...山林、西...私道、雑種地、北...宅地、私道、境界...ブロック積、雨水...私道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足説明を行います。</p>
松 元 支 局	<p>この件について、図面で説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から東へ約3.0kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請者は、申請地を取得し、資材置場として申請地付近の建設業者へ貸し付けるものです。</p> <p>農地は2筆あり、総面積は3,839㎡です。</p> <p>北側にある私道から、出入りすることになります。</p> <p>利用計画では、周囲に進入路を設け、東側にシラス置場と砕石置場、西側に廃材置場と10t ダンプ2台中央附近では、プレハブ事務所組立作業場、足場材置場、南側には、型枠置場、北側は、作業員の駐車場として、申請地全てを利用する予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
5 番 委 員	<p>続けます。</p> <p>番号35号、クヌギ340本2,693.00㎡、東・北...山林、西...里道、山林、南...県道、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号36号、住家1棟105.99㎡、庭敷地等353.01㎡、東・北...宅地、西...他人畑、南...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号37号、牛舎1棟195.00㎡、堆肥舎1棟27.00㎡、倉庫1棟25.00㎡、ビニールハウス1棟31.50㎡、運動場323.25㎡、飼料置場42.00㎡、駐車場28.00㎡、通路等806.25㎡、東・西・南...里道、北...墓地、他人畑、境界...土留、雨水...里道側溝、汚水...堆肥舎、所有権移転、売買。</p> <p>本件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、郡山支所から北東へ約4.3kmに位置します。1筆目は、農用地区域内農地に該当します。原則として許可することはできませんが、令和3年9月に、飼養関係施設として、鹿児島農業振興地域整備計画の変更(用途区分の変更)がなされております。</p> <p>これは、不許可の例外である、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する、「農用地利用計画の指定用途に供する場合」に該当します。</p> <p>また、2筆目は、第1種農地に該当します。原則として農地転用することはできませんが、農地法施行規則第33条第3号「農業用施設等地域の農業振興に資する施設の用に供する場合」に該当します。</p> <p>なお、申請地には、昭和54年4月ごろ、牛舎・堆肥舎・倉庫を1棟ずつ建築しました。その際、農地転用の許可が必要なことを知らずに建築したため、今回、始末書添付の上、5条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>申請人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>今回の申請は、牛舎等へ転用するものであり、原則不許可の例外に該当するため、転用許可は、やむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、用途区分変更済の番号37号の一部は、農用地区域内農地、番号22、37号の一部は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」35件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地及び第1種農地である番号37号、第1種農地である番号22号、転用面積が3,000㎡を超える番号15、34号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4 ．非農地認定に関する件 16ページ～21ページ 18件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど本局の1件につきましては、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の17件について審議していただききたいと思えます。</p> <p>まず、本局、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、倉庫1棟、49年経過、住家1棟、車庫1棟、43年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、53年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、44年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：11525：大名竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。11882-2：法面として約30年経過、現況雑種地。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、物置1棟、28年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：住家1棟、60年経過、現況宅地。</p> <p>番号11号、調査結果：住家1棟、60年経過、現況宅地。</p> <p>番号12号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号13号、調査結果：車庫1棟、19年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、調査結果：雑木自然繁茂、約15年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、調査結果：3512-1、3512-2：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。3512-2：杉、約50年経過、現況山林。4531：杉、約40年経過、現況山林。4568：雌武・雑木自然繁茂、約15年経過、現況山林。</p> <p>番号16号、調査結果：住家1棟、42年経過、現況宅地。</p> <p>番号17号、調査結果：住家1棟、43年経過、現況宅地。</p> <p>番号18号、調査結果：住家1棟、26年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」17件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 5 . 農地利用変更届出に関する件	
22ページ 2件	
議 長	次に、議題 5 . 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 まず、吉田、12番委員お願いします。
12番委員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年12月1日、工事終了日：令和4年5月31日、周囲の状況：東...県道、西...本人畑、南...本人田、北...市道、境界...土留、コンクリート擁壁、高さ...0.90m、作物...野菜、搬入土...シラス、黒土。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。 番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土を行い、畑としての利便性を高める。工事開始日：令和3年12月1日、工事終了日：令和4年1月20日、周囲の状況：東・北...他人畑、西...他人畑、里道、南...宅地、境界...コンクリート擁壁、高さ...0.50~2.00m、作物...野菜、搬入土...シラス、黒土。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5 . 「農地利用変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。
議題 6 . 農用地利用集積計画に関する件	
23ページ~34ページ 22件	
議 長	次に、議題 6 . 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>資料の23ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」令和3年11月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃借権16件、21筆、20,001.00㎡。使用貸借権6件、8筆、4,566.00㎡。合計22件、29筆、24,567.00㎡です。</p> <p>議案書の24ページから34ページは、農用地利用集積計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議長	<p>次に、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、吉田、12番委員お願いします。</p>
12番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3．変更後の用途、貸資材置場</p> <p>4．現況、申出地は、東佐多町城内地区にあり、吉田支所から北へ約2.8kmに位置し、東・北側は水路、西側は他人田、南側は市道に接している。</p> <p>5．農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題8 . 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件		
議	長	<p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、吉田、12番委員お願いします。</p>
12番委員		<p>ご報告します。6ページです。 3. 変更後の用途、農業用倉庫 4. 現況、申出地は、西佐多町船ヶ平地区にあり、吉田支所から北へ約2.8kmに位置し、東・北側は本人田、西側は農道、南側は水路に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用倉庫であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題9 . 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料3 69件		
議	長	<p>次に、議題9.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料3です。 まず、本局、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和3年10月15日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：令和3年10月18日、農地・非農地の判断結果：杉、松、唐竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：13筆、現況確認日：令和3年10月19日、農地・非農地の判断結果：檜、杉、孟宗竹・コサン竹・唐竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：2筆、現況確認日：令和3年10月13日、農地・非農地の判断結果：雌竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和3年10月25日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。

19事務局	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：16筆、現況確認日：令和3年10月20日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和3年10月26日、農地・非農地の判断結果：6筆が檜、雌竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が果樹植付中により農地、1筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：令和3年10月12日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和3年10月26日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、ゴキ竹・コサン竹・唐竹・キンチク竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」69件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
<p>議題10．相続税の納税猶予に関する件</p> <p>30ページ 3件</p>	

議 長	次に、議題 10 .「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 まず、本局、6 番委員をお願いします。
6 番 委 員	<p>35 ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものです。</p> <p>相続開始年月日は、平成 18 年 3 月 5 日です。</p> <p>申請人は被相続人の子で、今回が 6 回目の発行です。</p> <p>申請は、令和 3 年 11 月 5 日に提出され、11 月 15 日に中央地区推進委員、私、事務局職員 2 名の計 4 名で現地を調査いたしましたので、その結果をご説明します。</p> <p>今回、調査いたしました申請農地は、全て畑でした。</p> <p>番号 1・2 は、続き地で、人参、ブロッコリー、深ネギ、玉ねぎ、キャベツが作付け中、</p> <p>番号 3・4 は、続き地で、ビニールハウス（3 棟）に、チンゲン菜、水菜、ネギ、きゅうり、また、露地には、ブロッコリー、白菜、しょうが、ピーマンが作付けされていました。</p> <p>番号 5 は、里芋、そば、山芋が作付けされていました。</p> <p>従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15 番委員をお願いします。

1 5 番 委 員	<p>36ページをご覧ください。 引き続き、相続税の納税猶予の証明に係るものです。 今回2件の申請があり、11月15日に、 13番委員、私、事務局職員4名で現地調査を行いましたので、 その結果をご説明いたします。</p> <p>番号2につきまして、 相続開始年月日は、平成27年4月17日です。 申請人は被相続人の子で、今回が3回目の発行です。 申請農地は、全て畑でした。 番号1は、ハウス2連棟に、三つ葉が水耕栽培で作付けされ、 番号2、3は、続き地で、ハウス2連棟に、三つ葉が水耕栽培で作付けされて おりました。</p> <p>次に37ページをお願いします。 番号3につきまして、 相続開始は、平成24年6月6日です。 申請人は被相続人の子で、今回が4回目の発行です。 申請農地は、全て畑でした。 番号1と2は、続き地で、ビニールハウス5棟に、ほうれん草、 また、露地に、白菜、大根、白ネギが作付されておりました。 番号3には、梅、柿、キンカンが植え付けられておりました。 番号4から9は、続き地で、ヒバの苗木を植付予定とのことでした。 したがって、今回2件の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行 っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行につい ては、支障がないものと判断いたします。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「相続税の納税猶予に 関する件」3件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1 . 裁判所から照会のあった農地等の現況について 38ページ 1件	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	報告します。38ページです。 照会日：令和3年11月8日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明を有する者に限らない。 令和3年11月12日 鹿児島地方裁判所へ報告済。
2 . 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 39ページ～47ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項2について、39から47ページです。 税務署照会に関し、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況について、各支局の現地調査の結果、22筆の全てについて、自らが所有し自ら農地等として使用している。野菜、水稻作付中、花き、果樹植付中である。 令和3年11月9日に鹿児島税務署へ報告済です。 以上です。
3 . 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 48ページ～49ページ 6件	
議 長	報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	48ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は6件です。 登記地目別では、田6筆、6,875.00㎡、畑11筆、6,269.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が6件。権利の種別は、所有権が6件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が5件となっております。 49ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

4 . 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 50ページ～58ページ 25件	
事 務 局	<p>50ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、その他が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が18件、駐車場、その他が各2件、共同住宅、資材置場が各1件、合計24件となっております。</p> <p>51ページは、4条関係1件、52ページから58ページは、5条関係24件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
5 . 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 59ページ～60ページ 3件	
事 務 局	<p>59ページから60ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>本局で1件、松元地区で2件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
6 . 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
議 長	<p>報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の9月分についてですが、当月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、活動を一時休止していました。よって訪問戸数から中間管理事業活用面績まで実績がありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、先月の累計と同じ数値となっております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

7. 賃借料情報の提供について 別冊資料5	
議 長	次に、報告事項7「賃借料情報の提供について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	次に報告事項7 賃借料情報の提供について、報告いたします。 別冊資料5をご覧ください。 1の趣旨について、この賃借料情報の提供は、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料に関する規定が削除され、これにかわるものとして、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。 次に、2の算出方法等については、平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。 (1)の賃借料情報データは、農地台帳より令和2年3月から令和3年10月までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告のあった農用地利用集積計画、利用権設定の賃貸借データを使用しました。 (2)の賃借料水準の計算は、区分ごとの全賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと0.3倍未満の、特殊な取引に係るデータを取り除いた後のデータから10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。 次に、3の提供区分について、(1)の地目は、作付作物から、田・畑・樹園地(茶畑)に分類し、畑のうち、松元地域については、お茶の産地としての地域性を考慮して、一般畑と茶畑に区分しました。 (2)の地域については、平成16年11月1日の合併前の鹿児島地域及び吉田、桜島、喜入、松元、郡山の6地域に区分し、桜島地域の畑には、桜島地区と東桜島地区を合わせて提供します。 なお、同地域に田はないことから地域設定はありません。 また、今回、喜入地域の田については、賃貸借の実績が5件未満だったため記載していません。 4の賃借料情報の提供方法については、(1)の提供方法として、賃借料水準を賃借料情報として、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会本・支局の窓口配布等により提供します。 (2)の公表期間は、令和4年12月までを予定しています。 5の賃借料情報の公表案については、裏面のページのとおりです。お目通しをお願いします。 以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 (議事終了：午前11時05分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。

<p>事 務 局</p>	<p>・令和3年度第9回総会（月例）開催日時は、 12月27日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>・令和3年度第2回合同委員会開催日時は、 12月27日（月）午前11時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2点程ご報告させていただきます。</p> <p>1点目ですが、今朝の新聞の1面にも掲載されましたように、昨日、県の方が警戒基準を0にするということで発表がありました。これにつきまして、鹿児島市におきまして同等の扱いということで、昨日から周知されるということで、改めて、委員の皆様から私の方から周知をさせていただきます。レベル0と言いましても、引き続き、特に会食につきまして、注意事項ということで、3つございます。1つ目は、マスク会食など、感染防止対策を徹底すること。2つ目は、県の第三者認証を獲得しているなど、感染防止対策を徹底している店を選ぶこと。3つ目は、店舗での感染防止対策に協力すること。ということで、飲食については、引き続き現状の形で、感染に気を付けながら、但し、先般ありました、少人数あるいは、短時間利用というのは、原則は、規制を撤廃するということでございまして、新聞、テレビ等の報道でありますように、これから年末年始、忘年会、新年会シーズンに入るということで、引き続き特に、屋内では必ずマスクを着用すること等気を付けて頂きたいということですから、もうしばらく皆様にもご協力をお願いできればというふうに思っております。</p> <p>現在、農業委員会委員候補者の募集を行っております。私どもも先週、先々週とJAみらい、いぶすき、さつま日置の組合長に直接お伺いしまして、特に推薦のお願いという形でお話を参りました。JAも私どもと状況は一緒に、国から女性を積極的に登用するよというということで、情報の共有をさせていただきながら、今回推薦依頼がありましたら、JAからもお願いいたしますとお願いをしてきたところですので。先週迄で、応募があった方は6名ございましたので、その方につきましては、既にホームページ等で公表をしております。引き続き、応募あるいは推薦等を皆様にもご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時10分）</p>